

イオン銀行の選べる5つの団体信用生命保険

長く付き合う住宅ローンだから、安心できる保険をご提案します

加入保険の種類	一般団信	全疾病団信	がん保障付団信	8疾病保障団信	ワイド団信
特徴	保険料はイオン銀行が負担いたします。	死亡・所定の高度障がいの保障に加え、所定の病気だけでなく、けがによる所定の就業不能状態も保障します。	入院の有無や就労不能期間を問わず所定のがんと診断確定されればローン残高が0円になります。がんが治った後も、ローン残高は0円のままで。	がん・脳卒中・急性心筋梗塞の3大疾病のほか、5つの重度慢性疾患に対する保障や非自発的に失業した場合の保障が充実しています。	健康上の理由でその他の団信にご加入になれなかった方でもご加入いただける可能性があります。
上乗せ金利	なし	なし	お借入れ金利に年0.1%を上乗せ ※2023年4月10日から適用となります。	お借入れ金利に年0.3%を上乗せ	お借入れ金利に年0.3%を上乗せ
取扱保険会社	日本生命保険相互会社	イオン・アリアンツ生命保険株式会社	イオン・アリアンツ生命保険株式会社	カーディフ生命保険株式会社/ カーディフ損害保険株式会社	イオン・アリアンツ生命保険株式会社
お申込時年齢	18歳以上71歳未満の方	18歳以上50歳未満の方	18歳以上50歳未満の方	18歳以上50歳未満の方	18歳以上50歳未満の方
最終返済時年齢	80歳未満	80歳未満	80歳未満	80歳未満	80歳未満
健診書の要	5,000万円超	1億円超	1億円超	1億円超	1億円超
保障内容	死亡・高度障がい時にローン残高を保障	死亡・所定の高度障がいの保障に加え、所定の病気やけがによる所定の就業不能状態が一定期間継続した際の、毎月の返済額の保障、また所定の就業不能状態が12カ月を超えて継続した際にローン残高を保障	死亡・所定の高度障がいの保障に加え、所定のがんの診断確定でローン残高を保障するとともに、所定の上皮内がん・皮膚がんの診断確定で一時金、がんによる先進医療の療養にかかる所定の技術料を保障	死亡・高度障がいの保障に加え、がん・脳卒中・急性心筋梗塞の3大疾病のほか、5つの重度慢性疾患に対する保障や非自発的に失業した場合の保障が充実した保障	健康上の理由でマイホームの取得が困難と考えられているお客さまや、従来の死亡・所定の高度障がいを保障する団体信用生命保険ではお引受けできないお客さまに対して保障を提供するために、引受基準を緩和したもの
死亡・所定の高度障がい	○	○	○	○	○
余命6カ月以内と判断(リビングニーズ特約)	×	○	○	○	○
傷害や疾病による所定の就業不能状態	毎月のローン返済日において15日を超えて継続している状態	×	○ ※毎月のローン返済額が保障されます。	×	×
	1年を超えて継続している状態	×	○	×	×
支払事由	所定のがんと診断確定(上皮内がん、皮膚がん除く)	×	×	○ 残高が0円になります。 責任開始日は実行後91日目から	○ 残高が0円になります。 責任開始日は実行後91日目から
	所定の上皮内がん・皮膚がんと診断確定	×	×	○ 一時金として30万円をお支払い	○ 一時金として30万円をお支払い
所定のがんによる先進医療の療養	×	×	○ 1回の療養につき最大500万円、通算1,000万円まで保障	○ 1回の療養につき最大500万円、通算1,000万円まで保障	×
脳卒中・心筋梗塞で所定の状態が60日以上継続	×	×	×	○ 残高が0円になります。就業不能状態が継続した場合は最長2カ月のローン返済相当額を保障 保障開始日は実行後3カ月経過の翌日以降	×
高血圧/糖尿病/慢性腎不全/肝硬変/慢性膵炎で就業不能状態が12カ月継続	×	×	×	○ 残高が0円になります。就業不能状態が継続した場合は最長12カ月のローン返済相当額も保障 保障開始日は実行後3カ月経過の翌日以降	×
失業状態が1カ月を超えて継続した場合	×	×	×	○ 最長6カ月のローン返済相当額を保障	×
商品詳細 (右記QRよりホームページをご覧ください)					

●この資料は、イオン銀行住宅ローンをご検討されるお客さまのために、保障内容の概略を抜粋して説明したものです。ご加入にあたっては、「被保険者のしおり」に記載の契約概要および注意喚起情報で、保障内容をご確認ください。●お客さまの告知の内容等により保険会社がご加入をお断りする場合があります。●ご契約予定の住宅ローンが成立しなかった場合は、保障の対象となりませんので、あらかじめご了承ください。●保障付住宅ローンのご利用条件等については、イオン銀行まで直接お問合せください。●告知いただくことからは、告知書に記載しております。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知しなかったり、事実と違うことを告知した場合、「告知義務違反」としてその被保険者の保険契約または特約を解除することがあります。保険金等が支払われない場合、債務が返済できないことがありますので特にご注意ください。「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、責任開始日からの経過年数にかかわらず、詐欺による取消しを理由として、保険金等をお支払いできないことがあります。この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取消しとなることがあります。

◎住宅ローンに関するお問い合わせ:イオン銀行ローン専用ダイヤル0120-48-1258(営業日時はホームページをご参照ください。)